



農林水産・商工業の設備投資をサポートします！



★下記計画の認定を受けると
新規取得設備の固定資産税(償却資産)が取得から3年間2分の1になります！
 (※計画認定後に設備を取得することが必須です！)

町では、「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業の生産性の向上を加速化させる為、「導入促進基本計画」を策定し、町内中小企業からの「先端設備導入計画」の認定受付をしています。

1 趣旨・概要

国では、「中小企業等経営強化法」を制定し、中小企業の生産性革命実現の為、市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を固定資産税の特例などにより支援しています。

八雲町においても同法および地方税法に基づき、**特例率を2分の1**として中小企業所有の老朽化が進む設備から生産性の高い設備への更新を後押しします。さらに、賃上げ方針を従業員に表明した場合は最長5年間、**特例率を3分の1**とします。

なお、対象業種については、商工業だけでなく八雲町の基幹産業である1次産業(農林水産業)も含む中小企業基本法で定める中小企業者(注1)とします。

2 支援措置について

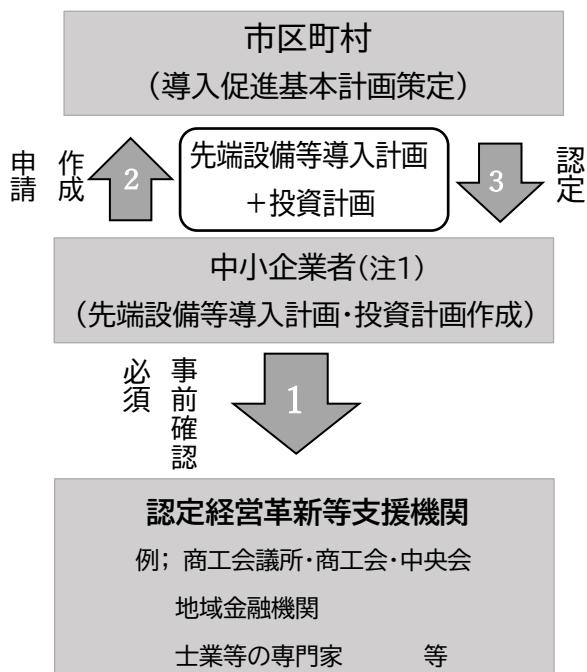
「先端設備導入計画」が認定された場合、計画実行のための支援措置が受けられます。

① 認定計画に基づき取得した一定の生産性向上の設備投資に係る固定資産税(償却資産)の課税標準を、八雲町においては3年間2分の1にし、税制面から支援します。
 ➔固定資産税の特例を受けるためには、町の導入促進基本計画に則した「**先端設備等導入計画**」および「**投資計画**」を作成し、この計画が町に認定され、かつ、認定後に取得した“生産性を高めるための設備”であることが条件となります。

② 計画実行にあたる資金調達に際し、民間金融機関の融資に対する信用保証に関する支援を受けることができます(金融機関及び信用保証協会の別審査有)。

※認定を受けられる中小企業者は一定の要件を満たす必要があります。また、税制支援は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。

制度の流れ



制度のポイント

1 年率 3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資が対象です。

2 認定経営革新等支援機関(商工会・中央会や士業、地域金融機関等)に予め各計画の確認を受けて町に申請する必要があります。

3 税制支援を受ける為には、令和7年度末迄の期間に、町から各計画の認定を受け、一定の設備を新規取得する必要があります。

一定の設備とは:商品の生産もしくは販売または役務の提供に供する中古資産ではない設備であって、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された設備。

3 固定資産税の特例制度に係る対象設備

商品の生産もしくは販売または役務の提供に供する中古資産でない設備であって、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された下記設備

【減価償却資産の種類（最低取得価額／販売開始時期）】

- ・機械装置（160万円以上／10年以内）
- ・工具および検査工具（30万円以上／5年以内）
- ・器具備品（30万円以上／6年以内）
- ・建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る）（60万円以上／14年以内）

※特例措置として、賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合、最長5年間、特例率を3分の1にできる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

4 計画認定に係る申請書類

※申請前に、認定経営革新等支援機関に事前に相談してください

<申請時必須書類>

- ・申請書(原本)および先端設備等導入計画
- ・認定経営革新等支援機関による事前確認書（商工会や銀行等から取得）

<税制措置の対象となる設備を含む場合> 必須書類に加えて以下の書類を提出

- ・投資計画および事前確認書

<リース契約の場合> 必須書類に加えて以下の書類を提出

- ・投資計画および事前確認書
- ・リース契約見積書(写)
- ・(公社)リース事業協会が確認した固定資産税軽減計画書(写)

●申請される方は、申請書類を中小企業庁ホームページまたは町ホームページからダウンロード、もしくは、下記の問い合わせ先へご連絡いただき書類を入手のうえ必要事項を記載して八雲町役場商工観光労政課に提出ください。

注1:中小企業者の定義

業 種 分 類	中小企業者（中小企業等経営強化法第2条第1項）の定義		
	資本金の額または出資の総額	又は 常時使用する従業員の数	
製造業その他（農林水産業も含む）	3億円以下	300人以下	
卸売業	1億円以下	100人以下	
小売業	5千万円以下	50人以下	
サービス業	5千万円以下	100人以下	
政 令 指 定 業 種	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業 又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

参考 【中小企業庁「先端設備導入制度による支援」】 計画の概要/策定の手引/Q&A

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

【問い合わせ先・申請先】

八雲町役場商工観光労政課 0137-62-2116

八雲商工会 0137-63-2525